

## 出席停止と治癒証明書についてのお願い

学校保健安全法の規定により、学校において予防すべき感染症にかかった場合は、出席を停止することになっています。学校より、治癒証明書をお渡しいたしますので、その用紙を医療機関で記入していただき、登校可能となりましたら学校へ提出してください。

なお、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の治癒証明書は不要です。出席停止期間に関し、ご不明な点がありましたら、学校へ連絡してください。

### <学校において予防すべき感染症>

#### 第一種

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型コロナウイルス感染症などは、その定め(感染症予防法)にしたがう。・・・・・・治癒するまで

#### 第二種（飛沫感染するもので学校において予防すべき感染症）

インフルエンザ（鳥インフルエンザ<H5N1>及び新型インフルエンザを除く）  
・・・・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで  
百日咳・・・・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な  
抗菌性物質製剤による治療が終了するまで  
麻疹・・・・解熱後3日を経過するまで  
流行性耳下腺炎・・・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後  
5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで  
風疹・・・・発疹が消失するまで  
水痘・・・・すべての発疹が痂皮化するまで  
咽頭結膜熱・・・・主要症状が消退後2日を経過するまで  
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎・・・・感染のおそれがないと認めるまで

#### 第三種

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

・・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで